

# 高山市国土強靱化地域計画

令和2年12月

高山市

## 目次

はじめに.....	1
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	1
第1章 本市の地域特性.....	2
1 地理的・地形的特徴.....	2
2 気候的特性.....	2
3 社会経済的特性.....	2
第2章 強靱化の基本的考え方.....	3
1 強靱化の理念.....	3
2 基本目標.....	3
3 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	4
第3章 計画策定に際して想定するリスク.....	5
1 風水害（水害、土砂災害）、大雪.....	5
2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）.....	5
3 火山災害.....	6
第4章 脆弱性評価.....	7
1 脆弱性評価の考え方.....	7
2 「起きてはならない最悪の事態等」の設定.....	7
3 施策分野の設定.....	9
第5章 強靱化の推進方針.....	21
1 施策分野ごとの強靱化の推進方針.....	21
2 指標の設定.....	32
第6章 計画の推進.....	33
1 施策の重点化.....	33
2 計画の進捗管理.....	34
3 計画の見直し.....	34
別紙.....	35

## はじめに

### 1 計画の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、第13条において「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、基本法の規定に基づき、いかなる自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気なまちであり続ける強靱な高山市を作り上げるために策定するものである。

### 2 計画の位置付け

本計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、基本法の規定に基づく高山市における国土強靱化地域計画として定める。

策定にあたっては、岐阜県国土強靱化計画（以下「県計画」という。）及び高山市第八次総合計画と整合を図るものとする。

より詳細な事業・施策は、本計画に示した推進方針を踏まえながら、毎年の予算編成を通じて具体化していく。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とする。

## 第1章 本市の地域特性

### 1 地理的・地形的特徴

本市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、東西に約81km、南北に約55kmで、総面積は2,177km<sup>2</sup>の広大な市域を有し、森林率は90%以上である。土砂災害のおそれのある区域が多数存在し、山間部には災害時に道路の寸断等により孤立するおそれのある集落も点在している。

また、本市には多くの活断層が分布しており、特に北東－南西方向に縦走する多数の断層からなる高山・大原断層帯による内陸直下地震が発生した場合、最大震度7程度の揺れが想定されている。さらには、市内には焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山、アカンダナ山の5つの活火山が存在し、そのうち焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山は気象庁の常時観測火山となっている。

### 2 気候的特性

本市の気候は、全体的に内陸性気候であり寒暖差が大きい。人口が集中する高山地域は盆地となっており37℃を超える最高気温となることがある一方で、荘川地域では冬季にマイナス20℃を下回る日が続くなど地域間でも著しい気候差がある。

また、本市は豪雪地帯に指定（荘川地域は特別豪雪地帯に指定）されており、大雪が原因による孤立などが懸念されている。

### 3 社会経済的特性

本市の人口は、平成12（2000）年の国勢調査人口をピークに減少を続けている。一方で高齢化率（65歳以上の高齢者の占める割合）は年々増加し、平成27（2015）年の国勢調査では31.0%となっており、都市部と比較して医療体制が脆弱であるため、災害時の支援も大きな課題となっている。

また、市内には空港や港湾が存在せず、鉄道網も発達していないことから、輸送や移動手段を車に大きく依存する社会構造となっている。このため、道路交通ネットワークの安全性確保は、市民生活にとって大変重要な要素となっている。特に本市は市街地に人口が集中し、山間部に小規模集落が点在していることから、道路交通ネットワークの寸断は集落の孤立を招くおそれがある。

一方、地域防災の重要な担い手である消防団員数は、生産年齢人口の減少などもあり減少傾向が続き、地域の安全・安心を担う人材不足が懸念されるとともに、人口減少や少子高齢化の進展により、コミュニティ機能の低下や地域産業の衰退などが危惧されており、地域防災力の維持が必要となっている。

本市の基盤産業は観光関連産業であり、毎年国内外から多くの観光客が訪れるが、災害時における観光客の避難誘導や風評被害への対応など、観光客や市内経済への影響に対する備えが必要である。

## 第2章 強靱化の基本的考え方

### 1 強靱化の理念

本市は、日本一広大な市域を有しており、山や川、溪谷、峠などで地理的に分断され、標高差は2千メートルを超えるなど地形的にも大きく変化に富んでいる。これら豊富な水と自然は、本市の豊かな暮らしや文化を育んできた。

そして今日、人口減少が進行し、地域防災力・活動力の低下が懸念される中であっても、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた高山市をつくり、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを進めていかなければならない。

#### （想定外の常態化ともいえる自然災害に備え、強靱化の取組みを強化する）

平成16年10月の台風23号による被害、平成26年8月の水害や同年12月の豪雪、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨など近年の気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化など「想定外の常態化」ともいうべき状況を踏まえれば、「今日は我が身」の心構えで強靱化の取組みを進めていく必要がある。

#### （自助、共助及び公助により命を守り、命をつなぐ）

近年特に激化する気象災害の様相を踏まえ、「公助」に過度に依存した対策には限界が指摘されているところである。たとえ大規模災害が発生したとしても、市民の命を守り、命をつないでいくためには、これまでの想定が及ばないような事態も起こりうるとの前提に立って、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げを図っていくことが不可欠である。具体的には、市民一人ひとりが日頃から災害に備え、災害リスクが迫った際には適切な避難行動につながる「自助」の実践とともに、地域ぐるみで高齢者や障がい者など要支援者の避難誘導や避難所の運営支援を行うなどの「共助」の力を強化していく必要がある。

また、「公助」については、平時にあっては人材育成、災害リスク情報の提供など「自助」、「共助」が促進されるよう効果的な施策を展開していくとともに、大規模災害が発生した際には、警察、消防、自衛隊をはじめ各機関が連携し、人命の救出・救助を最優先に、その力を総動員して被害を最小限に食い止めることが責務である。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを官民一体となって進めることにより、本市の持続的成長、地域の発展につなげていく。

### 2 基本目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

このことを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、次の4つを基本目標として、当市における強靱化を推進することとする。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ・市民の生命が最大限保護されること。
- ・市の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持されること。

- ・市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- ・迅速な復旧復興が図られること。

### 3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

#### (1) 本市の特性を踏まえた取組み推進

- ・人口減少や少子高齢化の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨など、過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態が常態化してきたことも念頭に置いて取組みにあたること。
- ・飛騨地方の中央に位置する本市の地理的な重要性や災害リスクを踏まえ、隣接自治体との連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- ・消防団員や建設業従事者、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みにあたること。

#### (2) 効率的・効果的な取組み推進

- ・国、県、民間事業者、市民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みにあたること。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全・安心、産業の活性化等に資する対策となるよう工夫すること。その際は、「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・強靱化に向けたハード整備にあたっては、国や県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

#### (3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組み推進

- ・強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し、身を守る行動につなげられるよう、幼少年期から防災意識を身に付けるための教育をはじめ、学校や職場、地域住民組織を通じた継続的な防災教育の取組みを進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、防災リーダー、消防団員等防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ・強靱化を実効性のあるものとするためにも、行政のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組みを進めること。

### 第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本市において最も発生頻度の高い災害類型である風水害や大雪、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震、火山災害等の大規模自然災害を対象とする。

#### 1 風水害（水害、土砂災害）、大雪

令和2年7月豪雨災害では、停滞した梅雨前線の影響で断続的に雨が降り続き、市内各所で道路が寸断され、建物が損壊するなど大きな被害をもたらした。そのほか、平成16年の台風23号豪雨災害や平成30年7月豪雨災害など、この地域に甚大な被害をもたらした風水害が近年発生している。全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発しており、数時間で平年数ヶ月分もの降水量をもたらすなど、これまでの想定を超える土砂災害や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念され、こうした災害に対し、いかに備えるかが喫緊の課題となっている。

一方、昭和56年の56豪雪や平成26年12月の豪雪により、大規模な停電、建物や農作物等への被害も発生している。

#### 2 巨大地震（内陸直下地震、南海トラフ地震）

本市には、高山・大原断層帯をはじめとする複数の活断層が確認されており、県が平成29から30年度に行った「内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査」等によれば、本市で最大の被害が想定されている高山・大原断層帯では最大震度7、全壊建物約13,000棟、死者約740人となっている。

活断層に起因する大規模地震の発生を想定し、建物倒壊や大規模火災の発生による死傷者の発生など、地震災害に対する、平時からの備えが重要となっている。

地震の被害想定（本市内の最大想定）

（単位：棟、人）

	最大震度	全壊建物	死者	避難者
高山・大原断層帯（M7.6）	7	12,989	741	26,741
跡津川断層帯（M7.8）	6強	6,838	407	18,513
阿寺断層帯（M7.9）	6強	3,093	164	10,995
南海トラフ地震（M9.0）	5強	777	0	2,223

【出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査（岐阜県 H25）、内陸直下地震に係る震度分布解析及び被害想定調査（岐阜県 H29・30）】

### 3 火山災害

平成26年9月に発生した御嶽山噴火は、多くの犠牲者が発生する戦後最悪の火山災害となった。本市には御嶽山のほかに4つの活火山（焼岳、乗鞍岳、白山、アカンダナ山）があり、火山防災対策を進める必要がある。

これまでの主な火山活動

御嶽山	昭和54年	水蒸気噴火
	平成3年	水蒸気噴火
	平成19年	水蒸気噴火
	平成26年	水蒸気噴火（死者58名、行方不明者5名）
焼岳	明治40～45年 大正2～3年	水蒸気噴火
	大正4年	火砕流降下、洪水発生、大正池生成
	大正5、8、11、15、 昭和2、4～7、10、14年	水蒸気噴火
	昭和37～38年	水蒸気噴火、泥流（負傷者2名）
	平成7年	水蒸気爆発（安房トンネル作業員死者4名）
乗鞍岳	平成7年	地震
	平成23年	地震
白山	昭和10年	噴気
	平成23年	地震
アカンダナ山	—	火山活動記録なし

## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障がいを受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）や県計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。

### 2 「起きてはならない最悪の事態等」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

それを踏まえ県計画では、7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

本計画においては、これらを参考に、先に述べた想定するリスクや本市の特性を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」と24の「起きてはならない最悪の事態等」を設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態等」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態等	特に注意すべき事態※
1 直接死を最大限防ぐ	1 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生	広い市域に多くの河川があり、災害が同時多発した場合には河川水位の正確な状況把握が困難となるおそれがある
	2 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	古い町並をはじめ市街地中心部には木造住宅が密集しており、大規模火災が発生するおそれがある
	3 火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	多くの活火山に囲まれており、大規模な火山災害の発生のおそれがある
	4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	豪雪地帯で森林率も高いため、積雪に伴う倒木により長期にわたる大規模な停電が発生するおそれがある
	5 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	
	6 避難行動に必要な情報が適切に市民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生	外国人を含め多くの観光客が訪れるため、観光客に対して災害時に情報が届かないおそれがある
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	
	2 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	集落が点在しているため、道路の寸断により孤立する集落が多数発生するおそれがある
	3 警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足	消防団員の確保が難しい状況となっており、緊急時に十分な対応ができないおそれがある
	4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災	都市部と比較して医療体制が脆弱であり、災害時に十分な対応ができないおそれがある
	5 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	1 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	1 サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる市内経済等への影響	観光が基盤産業であり、風評被害が市内経済に大きな影響を与えるおそれがある
	2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	他地域との交通手段が限定的であり、地域として孤立するおそれがある
	3 食料や物資の供給の途絶	
5 ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止	内陸性気候で寒暖差があるため、冬季の長期停電などは市民生活に大きな影響を与えるおそれがある
	2 地域交通ネットワークの分断	輸送や移動手段を車に大きく依存していることから、地域交通の分断は市民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがある
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	森林率が高いことから、森林の荒廃により被害が拡大するおそれがある
7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
	2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ	人口減少や高い高齢化率により、迅速な復旧・復興のための人材が確保できないおそれがある
	3 幹線道路の損壊や広域的な地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ	
	4 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
	5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まないことによる復興の大幅な遅れ	

※本市の特性を踏まえたうえで特に注意すべき事態

### 3 施策分野の設定

24の「起きてはならない最悪の事態等」の設定に合わせ、基本法第9条に規定された脆弱性評価を行うために必要な施策分野として、次の9の個別施策分野と3つの横断的分野を設定する。

(個別施策分野)

	分野名	取組むべき分野の方向性
①	交通・物流	交通ネットワークの強化
②	国土保全	河川、砂防、治山、火山等対策
③	農林水産	災害に強い農地・森林づくり
④	住宅・土地利用	災害に強いまちづくり
⑤	保健医療・福祉	医療救護体制確保及び要配慮者への支援
⑥	産業	サプライチェーン（供給連鎖）の確保・風評被害防止対策
⑦	ライフライン・情報通信	生活基盤の維持
⑧	行政機能	公助の強化
⑨	環境	廃棄物及び有害物質対策

(横断的分野)

	分野名	取組むべき分野の方向性
⑩	防災教育・人材育成	自助・共助の底上げ
⑪	官民連携	民間リソースを活かした対応力強化
⑫	老朽化対策	社会インフラの長寿命化

## 「起きてはならない最悪の事態等」ごとの脆弱性評価結果

### 1. 直接死を最大限防ぐ

#### 1) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

(河川の保全)

- 水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、河川改修などのハード対策を迅速に進める必要がある。
- 関係機関と連携を図りながら、河川水位の正確な状況把握を行う必要がある。

(雨水排水対策)

- 雨水排水対策について、調査・研究を進める必要がある。

(防災教育の推進)

- 洪水発生時の円滑な避難行動の促進や、市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 市民一人ひとりが状況に応じた適切な避難行動をとれるよう、各種避難行動の周知啓発を進める必要がある。

(要配慮者への対応)

- 要配慮者利用施設において、避難行動の遅れにより被災することがないようにする必要がある。

#### 2) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う

甚大な人的被害の発生

(住宅・建築物等の耐震化・防災対策)

- 地震による死傷者の発生を減らすためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要であるため、住宅・建築物の耐震化を推進する必要がある。
- 地震発生時における電気火災を防止する必要がある。
- 地震発生時における家具の転倒による死傷者の発生を防止する必要がある。
- 古い町並など木造建築物が密集する地域では大規模火災の恐れがあるため、地域の防災に向けた取組みが必要である。
- 消防水利の被害防止を図る必要がある。

(公共施設等の維持・長寿命化)

- 公共建築物等(学校施設含む)については、老朽化対策や長寿命化を進める必要がある。維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物について、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

(空家等対策)

- 大規模災害発生時に空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止する必要がある。

### 3) 火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(火山防災対策)

- 登山者へ注意を促すための看板整備、火山防災マップの作成を進める必要がある。
- 登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図る必要がある。
- 実効性のある防災対策を実施する必要がある。

### 4) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

(除雪対策)

- 大雪等の際、行政と市民が互いに協力し、市民ぐるみで秩序ある雪またじを行うことによって雪を克服し、安全な冬期間の生活を確保する必要がある。

(倒木対策)

- 暴風や豪雪による倒木を防ぐ必要がある。

### 5) 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

(防災教育の推進)

- 洪水発生時の円滑な避難行動の促進や、市民の防災意識の向上を図る必要がある。(再掲)
- 市民一人ひとりが状況に応じた適切な避難行動をとれるよう、各種避難行動の周知啓発を進める必要がある。(再掲)

(要配慮者への対応)

- 要配慮者利用施設において、避難行動の遅れにより被災することがないようにする必要がある。(再掲)

(森林・里山の保全)

- 土砂災害、流木災害を未然に防止する必要がある。

(急傾斜地崩壊対策)

- 急傾斜地など土砂災害のおそれのある区域の崩壊対策を進める必要がある。

6) 避難行動に必要な情報が適切に市民に提供されないことや

情報伝達の不備等による、人的被害の発生

(災害初動対応力の強化)

- 防災行政無線について、適切な維持管理を行う必要がある。
- 市民（外国籍市民を含む）や観光客（外国人観光客を含む）に対し、避難勧告等の緊急情報を確実に伝達する必要がある。

(関係機関との連携体制の強化)

- 気象情報など、正確な情報を迅速に伝達する必要がある。

(防災教育の推進)

- 適切な防災教育により、市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 緊急地震速報を入手したときに、各個人がとっさに身を守る適切な行動がとれるよう啓発を行う必要がある。

(地域の防災力の向上)

- 市民一人ひとりが自助の意識を持ち、危険情報の理解度を深め、災害時に実効性の高い避難行動をとれるような取組みを実施する必要がある。
- 自主防災組織、地域住民組織等による共助の取組みを強化する必要がある。

(避難行動要支援者対策の推進)

- 避難行動要支援者の把握と個別計画の策定を推進する必要がある。

## 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、

### 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

#### 1) 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資

##### ・エネルギー供給の長期停止

##### (公的備蓄の充実)

- 公的備蓄の定期的かつ効率的な更新を進める必要がある。また、食料品等はアレルギー製品に配慮する必要がある。
- 観光客などの帰宅困難者への対応を考慮する必要がある。
- 発災後速やかに避難者へ物資がいきわたるよう分散備蓄を推進する必要がある。
- 生活必需物資の供給や医療救護に関する応援協定の強化を図る必要がある。

##### (防災教育の推進)

- 家庭内備蓄の充実・強化を促進する必要がある。

##### (受援体制の整備・強化)

- 災害時における市外からの救援物資や、国・県からの応援部隊の受入れ体制を整備しておく必要がある。

##### (上下水道施設の老朽化・耐震対策)

- 上下水道の長期間にわたる停止を防ぐ必要がある。
- 上下水道施設の損傷や機能停止などの早期発見に努める必要がある。

##### (給水体制の整備)

- 迅速かつ円滑な応急給水を行うため、応急給水資機材の充実を図る必要がある。

##### (道路ネットワークの確保)

- 物資供給や救援活動に支障が生じないようにする必要がある。
- 地域社会・経済が迅速に再建・復興できるよう、主要な幹線道路ネットワークを確保する必要がある。
- 広域的かつ大規模な災害の際に救援・復旧活動の拠点等を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。

#### 2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生

##### (孤立集落発生に対する備え)

- 固定電話や携帯電話が使用できない場合の通信手段や電源を確保する必要がある。
- 孤立集落内で負傷者等が発生した場合の救急搬送等のため、連携体制を整備しておく必要がある。

##### (倒木対策)

- 暴風や豪雪による倒木を防ぐ必要がある。(再掲)

### 3) 警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足

(災害初動対応力の強化)

○消防の対応力強化を図る必要がある。

(消防団員の確保)

○消防団員の確保に努める必要がある。

(受援体制の整備・強化)

○大規模な災害に対応するため、緊急消防援助隊の受援体制を整備する必要がある。

(関係機関との連携体制の強化)

○救助に係る関係機関の連携体制を強化する必要がある。

### 4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

(医療救護体制の確保)

○医療関係者との連携強化を進め、災害時の医療救護体制を確保する必要がある。

(防災教育の推進)

○多数の重症者が発生した場合、救急車による救急活動が遅れるおそれがあるため、AEDの設置・普及を進めるとともに、市民への救命講習を継続して実施していく必要がある。

(要配慮者への対応)

○地域社会全体で高齢者や障がい者等の要配慮者を見守り、支援する体制を整備する必要がある。

### 5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(福祉避難所の運営体制強化)

○福祉避難所が災害時に機能するよう、福祉避難所の運営体制の強化を図る必要がある。

(災害時健康管理体制の確保)

○保健所との役割分担の明確化や、連携体制の整備を図る必要がある。

(避難所環境の充実)

○避難所における防犯体制の確保、感染症等の発生やまん延予防を図る必要がある。

○市民以外の避難者（観光客や帰宅困難者）を受入れられる体制を整備・強化する必要がある。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

○避難所の安全かつ良好な生活環境を確保する必要がある。

### 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 1) 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(庁舎の防災拠点機能の確保)

○災害時に災害対策本部及び支部の機能を維持する必要がある。

(災害初動対応力の強化)

○非常時に、職員の安否・参集状況が迅速に確認できるようにする必要がある。

○職員の被災により災害対応できない事態を回避するため、職員一人ひとりの防災意識を高める必要がある。

○災害時に避難所が円滑に設営できるようにする必要がある。

(受援体制の整備・強化)

○大規模災害時に県や他自治体による応援体制の充実を図る必要がある。

#### 4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

##### 1) サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による経済活動の麻痺や

##### 風評被害などによる市内経済等への影響

（BCP等の策定支援）

- 企業内のBCP（業務継続計画）定着を促進し、BCPの実効性を確保するためのフォローアップが必要である。また、中小企業が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援する必要がある。

（企業誘致の促進）

- 従業員の移住や若者の市外流出防止などに加え、大都市圏に集中する企業のリスク分散により国全体の強靱化を図る観点から、県と連携した取組みを推進していく必要がある。

（風評被害防止対策）

- 風評被害防止のため、国内外への正確な情報発信ができる体制を整備・強化する必要がある。

##### 2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

（道路ネットワークの確保）

- 広域的な大規模災害時に救援・復旧活動の拠点等の役割を果たすことができるよう、基幹的な道路交通ネットワークの確保を図る必要がある。
- 緊急輸送道路の交通を妨げることがないように、緊急輸送道路沿線の建築物（3号特定建築物）の倒壊を防ぐ必要がある。

（公共施設等の維持・長寿命化）

- 健全な道路ネットワークが維持できるようにする必要がある。

##### 3) 食料や物資の供給の途絶

（災害時応援協定等の締結）

- 民間企業等と災害時に必要となる食料等生活必需物資の供給のための連携体制を維持する必要がある。

（食料の供給に係る施設の強化）

- 市民へ安定して食料等を供給する必要がある。

（食料等の物流に係る仕組みの強化）

- 食料や物資の供給が途絶しないよう、物流の仕組みの検討を進める必要がある。

## 5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を

最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止

（大規模停電対策の推進）

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止する必要がある。
- 停電時における多様な電源確保策を講じる必要がある。
- 電気供給事業者との協力体制を整備・強化する必要がある。

（給水体制の整備）

- 迅速かつ円滑な応急給水を行うため、応急給水資機材の充実を図る必要がある。（再掲）

（上下水道施設の老朽化・耐震対策）

- 上下水道の長期間にわたる停止を防ぐ必要がある。（再掲）
- 上下水道施設の損傷や機能停止などの早期発見に努める必要がある。（再掲）

（再生可能エネルギーの活用）

- 自立型・分散型エネルギーの活用について検討を進める必要がある。

（無電柱化の推進）

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、無電柱化を計画的に推進する必要がある。

### 2) 地域交通ネットワークの分断

（災害時応援協定等の締結）

- 建設関係事業者との協力体制を整備・強化する必要がある。

（道路ネットワークの確保）

- 広域的かつ大規模な災害の際に救援・復旧活動の拠点等を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを確保する必要がある。（再掲）

（鉄道の早期復旧）

- 鉄道は重要な地域交通ネットワークの一つであるため、鉄道が被災した場合は早期に復旧を図る必要がある。また、鉄道の代替の交通手段について検討する必要がある。

（農林道の整備）

- 避難路や代替輸送路機能を確保するため、計画的に基幹的な農道の整備や農道橋の耐震対策を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的に林道整備を推進する必要がある。

## 6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 1) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業ため池等の防災対策)

- 人命財産に影響を与えるおそれがある農業ため池については、適正な管理を促進する必要がある。
- 市や県、電力会社が所有するダムについて、適正に管理する必要がある。

(情報収集手段の多様化)

- 被災状況調査の効率化、安全性の向上を図る必要がある。

### 2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農地等の適切な管理)

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、農業生産基盤の強化を図る必要がある。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保を図る必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 山地災害等を防止するため、森林の多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林整備を計画的に推進する必要がある。
- 地域産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることにより、適切な森林整備につなげる必要がある。

(都市農村交流の推進)

- 都市農村交流を推進するため、グリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化等を図る必要がある。

## 7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害時に発生すると想定される大量のごみを適切に処分する必要がある。

(有害物質対策の検討)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出を防ぐ必要がある。

### 2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害ボランティアの受入れ体制の構築)

- 大規模災害発生時にボランティアやNPO等による支援活動が効果的に行えるようにする必要がある。
- 大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営に携わる社会福祉協議会との連携が必要である。

(防災教育の推進)

- 地域で活躍できる防災リーダーを育成する必要がある。

(地域の担い手の確保)

- 高齢化率が高く、復旧・復興を担う人材が不足しているため、若者の地元就労や都市部からの移住促進を図る必要がある。

(地域の防災力の向上)

- 地域の防災力を高める必要がある。

(応急危険度判定士の確保)

- 被災建築物・被災宅地応急危険度判定体制の強化を図る必要がある。

(関係機関との連携強化)

- 国や県等から派遣されるリエゾン(情報連絡員)の受入れ体制の確立を進める必要がある。

### 3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

(道路ネットワークの確保)

- 地域社会・経済が迅速に再建・復興できるよう、主要な幹線道路ネットワークを確保する必要がある。(再掲)

**4) 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失**

(文化財の保護)

○災害による文化財の喪失や、災害による地域コミュニティの崩壊等で地域の伝統的な文化等が衰退・喪失することが想定されることから、文化財の適切な保存や後継者の育成に取り組む必要がある。

(環境保全の推進)

○本市の豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、自然公園等の保全を推進する必要がある。

**5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まないことによる  
復興の大幅な遅れ**

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

○建設型応急住宅を円滑に供給する必要がある。

(地籍調査)

○土地の所有者や境界等を明確にし、災害復旧の迅速化が図られるよう、計画的な地籍調査を推進する必要がある。

## 第5章 強靱化の推進方針

### 1 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を12の施策分野ごとに取りまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、起きてはならない最悪の事態等ごとの推進方針は別紙のとおりである。

## ①交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワークの確保)

- 橋りょうの耐震化、幹線道路整備を計画的に進める。
- 国・県道をはじめとした地域をつなぐ基幹的な道路ネットワークの整備促進や、う回路の確保など複層化を進める。
- 東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道41号石浦バイパスの整備を促進する。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を進める。

(無電柱化の推進)

- 市街地等の幹線道路などの無電柱化を計画的に進める。

(鉄道の早期復旧)

- 被災した鉄道の早期復旧にむけた関係機関との連携、鉄道の代替としてのバスの活用に向けたバス会社との連携強化を図る。

(除雪対策)

- 除雪計画に基づき、市民の協力を得ながら効果的な除排雪を進める。

(倒木対策)

- 道路沿線上の立木の伐採など、倒木対策を進める。

### 第八次総合計画実施計画事業

- ・道路新設改良事業
- ・街路整備事業
- ・道路河川等整備推進事業
- ・建築物耐震対策事業
- ・無電柱化整備事業
- ・除雪対策事業
- ・災害対策事業

## ②国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～

(森林・里山の保全)

- 森林の無秩序な開発や違法伐採の抑制、適切な伐採管理についての指導、里山の保全など災害に強い森林づくりを進める。

(河川の保全)

- 防災対策として普通河川の整備を進める。
- 県との連携により、水位計や監視カメラ等の増設を進める。

(雨水排水対策)

- 国の流域治水プロジェクトの地域検討委員会に参画するなど、様々な雨水排水対策について調査・研究を進める。

(火山防災対策)

- 活火山への看板（多言語）の整備や、火山防災マップの作成・配布・定期的な更新を進める。
- 登山届の提出について啓発を進める。
- 実践的な火山防災訓練の実施、避難ルートや退避壕の整備など関係機関と連携した火山防災対策を進める。

(急傾斜地崩壊対策)

- 県と連携して急傾斜地の崩壊対策のための整備を進める。

### 第八次総合計画実施計画事業

- ・ 森林整備事業 ・ 100年先の森林づくり推進事業 ・ 災害対策事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業
- ・ 普通河川整備事業

### ③農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農林道の整備)

- 県と連携して計画的に基幹的な農道の整備や農道橋の耐震対策等を進める。
- 県と連携して計画的に基幹的な林道の整備を進める。

(農業ため池等の防災対策)

- ため池の適正な管理を進めるとともに、ため池ハザードマップの作成を進める。
- 市が所管するダム of 適正な管理と、県や電力会社などが所管するダム管理に関する情報の共有化を進めるとともに、損壊・決壊を想定した防災対策を進める。

(食料等の物流に係る仕組みの強化)

- 食料や物資の空輸など、多様な物流の仕組みの構築を進める。

(農地等の適切な管理)

- 農地の集積・集団化やスマート農業、新規就農の促進や農業後継者の育成、農地保全に資する鳥獣被害対策、耕作放棄地対策などを進める。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 基幹的な農業水路の改修や、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を進める。

(災害に強い森林づくり)

- 人工林の針広混交林化や間伐等の森林整備等、100年先を見すえた森林づくりを計画的に進める。
- 地域産材を使用した建築への支援を進める。

(都市農村交流の推進)

- グリーン・ツーリズム実践者の受入れ体制の強化、関係機関との連携など、都市農村交流の推進を図る。

#### 第八次総合計画実施計画事業

- ・農業土木施設整備事業 ・農村環境多面的機能向上事業 ・スマート農業導入事業
- ・農作物獣害防止対策事業 ・新規就農者等育成支援事業 ・営農推進対策事業 ・森林整備事業
- ・100年先の森林づくり推進事業 ・匠の家づくり支援事業 ・農業体験施設等管理事業
- ・県営土地改良事業 ・林道整備事業

#### ④住宅・土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物等の耐震化・防災対策)

- 耐震化に関する出前講座の開催や、耐震診断・耐震改修工事に対する補助制度の活用を進める。
- 感震ブレーカーの設置について普及啓発を図る。
- 家具固定の重要性について啓発を図る。
- 古い町並などの保存会や町内会単位での消火訓練の実施、火災の早期発見のために設置しているグループ式の自動火災報知機の適正な維持管理（機器更新、新技術の活用等を含む）を進める。
- 消防水利を計画的に維持管理・更新し、耐震化を進める。

(空家等対策)

- 空家等の現状把握を行い、適切な管理の促進や管理不全の是正等を進めるとともに、空き家対策総合支援事業における高山地区空き家対策総合実施計画に定める事項を実施する。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や妊婦、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を進める。

(文化財の保護)

- 文化財の防火・防災・防犯対策や、老朽化対策、耐震調査・耐震補強等を進めるとともに、後継者の育成、資料・写真などのデジタルデータ化を進める。

(環境保全の推進)

- 災害に強い森林づくりを推進するとともに、自然公園等の保全を進める。

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急住宅の建設可能用地の把握とリスト化を進める。

(地籍調査)

- 計画的な地籍調査を進めるとともに、所有者不明地の解消を図る。

##### 第八次総合計画実施計画事業

- ・ 建築物耐震対策事業 ・ 景観保全奨励事業 ・ 空家等対策事業 ・ 災害対策事業
- ・ 建築政策推進事業 ・ 地籍調査事業 ・ 指定文化財保存修理事業
- ・ 伝統的建造物群保存地区防災対策事業 ・ 森林整備事業 ・ 100年先の森林づくり推進事業
- ・ 消防水利施設整備事業 ・ 自然公園等管理事業

## ⑤保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(要配慮者への対応)

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を進める。
- 社会全体で高齢者や障がい者等の要配慮者を見守り支援することができる体制の整備を進める。

(医療救護体制の確保)

- 大規模災害を想定した訓練の実施や、ドクターヘリ（救急ヘリコプター）等を活用した広域搬送体制の確立など、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、南高山地域におけるセンター拠点診療所の整備を進める。

(福祉避難所の運営体制強化)

- 必要に応じ福祉避難所運営マニュアルを見直し、運営体制の強化を図る。

(災害時健康管理体制の確保)

- 保健所等と連携した健康管理体制の整備を進める。

(避難所環境の充実)

- 避難所における防犯体制の確保、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備・強化を図るとともに、避難所から発生するごみの適正処理を行う。
- 観光客や帰宅困難者が迅速に避難できるよう、駅や宿泊施設等との連携を図る。

### 第八次総合計画実施計画事業

・災害対策事業 ・包括的支援事業 ・障がい者生活支援事業 ・直営診療所運営事業

## ⑥産業 ～サプライチェーン（供給連鎖）の確保・風評被害防止対策～

(BCP等の策定支援)

- 県と連携して、企業内のBCPや「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策の強化を図る。

(企業誘致の促進)

- 国全体の強靱化の観点から、県と連携した企業の誘致活動を進める。

(風評被害防止対策)

- 国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めたプロモーション活動を進める。

### 第八次総合計画実施計画事業

・企業誘致対策事業 ・観光宣伝推進事業

## ⑦ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(上下水道施設の老朽化・耐震化対策)

- 上下水道施設の更新・耐震化を計画的に進める。
- 遠隔監視設備や高機能GISの整備を進める。

(給水体制の整備)

- 応急給水を迅速かつ円滑に行うため、応急給水資機材の備蓄を進める。

(孤立集落発生に対する備え)

- 発電機等の備蓄を進めるとともに、通信事業者、電気事業者との協力体制の整備・強化を図る。
- 県防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリとの連携体制の整備・強化を図る。

(大規模停電対策の推進)

- 電気事業者及び関係機関と連携して、危険樹木の事前伐採を進める。
- 自動車メーカーなどとの協定締結による電気自動車等を活用した停電時の電源の確保や、情報通信事業者との連携による公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材の確保を進める。
- 停電発生時における復旧状況の情報共有、電源車の配備要請など電気供給事業者と迅速に連携がとれる体制の整備・強化を図る。

(再生可能エネルギーの活用)

- 木質バイオマスの活用など地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入を進める。

### 第八次総合計画実施計画事業

- ・原水及び浄水施設整備事業 ・水道施設改良事業 ・災害対策事業
- ・自然エネルギー普及促進事業 ・下水道管きょ建設事業 ・下水道処理場建設事業

## ⑧行政機能 ～公助の強化～

(災害初動対応力の強化)

- 防災行政無線が災害時に確実に機能するよう適切な維持管理を進める。
- 多様な伝達手段や多言語による発信など情報発信の多様化と、複数の媒体に対する一括配信や災害情報の一元化など情報発信の迅速化を進める。
- 消防車両及び装備資機材等の配備、更新を進めるとともに、使用方法の習熟を図る。
- 職員の安否・参集状況の確認体制の強化を進める。
- 研修等により職員一人ひとりの防災意識の向上を図る。
- 避難所の標準的なレイアウトの作成を進めるとともに、避難所開設職員や地域のまちづくり協議会等に対する避難所設営研修（感染症対策を踏まえた設営等含む）等を進める。

(公的備蓄の充実)

- 備蓄計画に基づき、アレルギー対応食品などをはじめ備蓄品の充実を図る。
- 帰宅困難者の一時滞在場所の確保を進める。
- 発災直後に必要となる物資について分散備蓄を進める。
- 協定締結団体との連絡体制を整備・強化するとともに、新たな団体と協定締結を進める。

(受援体制の整備・強化)

- 国・県からの応援部隊の活動拠点候補地を設定するとともに、受援計画の策定を進める。
- 緊急消防援助隊の活動拠点候補地を設定するとともに、受援計画の策定を進める。
- 県や協定締結市と定期的な情報交換を行うとともに、訓練等を通じて業務のマニュアル化を進める。

(消防団員の確保)

- 機能別消防団員の拡充や積極的な広報などにより、消防団員の確保を図る。

(関係機関との連携体制の強化)

- 気象台など関係機関との連携強化により、気象情報などの正確な情報の収集と迅速な伝達を図る。
- 警察等関係機関と連携した実践的な救助訓練を実施する。
- 関係機関との合同訓練等により、リエゾン(情報連絡員)の円滑な受入れ体制の整備・強化を図る。

(庁舎の防災拠点機能の確保)

- 災害対策本部及び支部が円滑に機能するよう、適切に施設や設備の整備を進めるとともに、非常用電源や燃料の確保、県防災情報通信システム・防災行政無線・衛星通信など複数の情報通信手段の確保を図る。

(食料の供給に係る施設の強化)

- 地方卸売市場の再整備など、安定した食料供給体制を確保する。

(情報収集手段の多様化)

- ドローンの整備・活用を図る。

(応急危険度判定士の確保)

○被災建築物・被災宅地応急危険度判定士及び判定コーディネーターの育成を進める。

**第八次総合計画実施計画事業**

- ・災害対策事業 ・庁舎管理事業 ・地方卸売市場施設管理事業 ・建築物耐震対策事業
- ・消防団運営事業 ・消防車両整備事業 ・消防資器材整備事業

**⑨環境 ～廃棄物及び有害物質対策～**

(災害廃棄物対策の推進)

○災害廃棄物処理計画を策定する。

○災害廃棄物の集積地リストの作成を進める。

(有害物質対策の検討)

○アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策を進める。

(避難所環境の充実)

○避難所における防犯体制の確保、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備・強化を図るとともに、避難所から発生するごみの適正処理を行う。

**第八次総合計画実施計画事業**

- ・災害対策事業 ・アスベスト対策事業 ・ごみ処理事業

## ⑩防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

(防災教育の推進)

- 市民の経験知を反映したハザードマップの作成・配布・定期的な更新を進める。
- ハザードマップの配布や防災訓練等の機会を通じて、各種避難行動（感染症拡大のおそれがある場合は安全な親戚・知人宅への避難や自宅での垂直避難など）についての周知啓発を図る。
- 地域における防災対策の拠点となる地域防災センターの整備や防災教育を進める。
- 緊急地震速報を活用したシェイクアウト訓練等を通して、災害発生時におけるとっさの行動について啓発を図る。
- ローリングストック法について周知するなど家庭内備蓄、事業所内備蓄の促進に向けた啓発を図る。
- AEDの屋外設置や救命講習の実施など、市民が救命活動を行える体制の整備を進める。
- 地域で活躍できる防災リーダーの育成を進める。

(地域の防災力の向上)

- 地区防災計画の策定を進める。
- 防災備蓄品の提供や出前講座の開催等により、地域における研修会、訓練の実施を進める。

(地域の担い手の確保)

- 若者定住促進に関する事業や、都市部からの移住に関する事業を進める。

(避難行動要支援者対策の推進)

- 避難行動要支援者の名簿の定期的な更新と個別計画の策定を進める。

### 第八次総合計画実施計画事業

- ・地域防災センター整備事業 ・総合防災訓練事業 ・災害対策事業 ・地域づくり活動支援事業
- ・生涯学習推進事業 ・若者定住促進事業 ・移住促進事業 ・雇用促進事業 ・救急事業

## ⑪官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(災害時応援協定等の締結)

- 協定締結先との連携体制の維持・強化を図るとともに、あらたな協定締結を進める。
- 災害時における連絡窓口の確保等、連携体制の強化を図る。

(災害ボランティアの受入れ体制の構築)

- 意見交換、研修、訓練など、多様な主体との協働・連携ができる体制の整備・強化を進める。
- 災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けて、社会福祉協議会との連携強化を図る。

第八次総合計画実施計画事業

・災害対策事業

## ⑫老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(公共施設等の維持・長寿命化)

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物（学校施設含む）の計画的な維持管理・更新・長寿命化を進める。
- 道路、橋りょう等の道路施設の計画的な改修・修繕工事を進める。

第八次総合計画実施計画事業

・公共施設等総合管理計画推進事業 ・小中学校整備事業 ・道路橋りょう維持修繕事業

## 2 指標の設定

本計画における目標とする指標を以下のとおり設定する。

指 標	現状値 (2019)	目標値 (2025)
複数の防災リーダーがいる地域（まちづくり協議会）の割合	80%	100%
災害時応援協定締結団体数	88 団体	100 団体
地区防災計画が策定されている地域数	0 地区	20 地区
上水道基幹管路の耐震化整備率	28%	41%
地域防災センターの設置数	0 箇所	1 箇所

## 第6章 計画の推進

### 1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果や過去の自然災害の状況を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」など下記の視点により総合的に考慮し、特に重点化すべき施策項目を設定する。これらに基づき、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映する。

(重点化の視点)

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や目標とする指標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体への貢献度	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

#### 【重点化施策項目】

施策分野	重点化施策項目
①交通・物流	○道路ネットワークの確保 ○倒木対策
②国土保全	○森林・里山の保全 ○河川の保全 ○火山防災対策 ○急傾斜地崩壊対策
③農林水産	○農林道の整備 ○農業ため池等の防災対策 ○農業水利施設の老朽化対策 ○災害に強い森林づくり
④住宅・土地利用	○住宅・建築物等の耐震化・防災対策 ○空家等対策 ○避難所の防災機能・生活環境の向上
⑤保健医療・福祉	○要配慮者への対応 ○医療救護体制の確保 ○避難所環境の充実
⑥産業	○BCP等の策定支援 ○企業誘致の促進 ○風評被害防止対策
⑦ライフライン・ 情報通信	○上下水道施設の老朽化・耐震化対策 ○孤立集落発生に対する備え ○大規模停電対策の推進
⑧行政機能	○災害初動対応力の強化 ○公的備蓄の充実 ○受援体制の整備・強化 ○消防団員の確保 ○庁舎の防災拠点機能の確保
⑨環境	○災害廃棄物対策の推進 ○避難所環境の充実(再掲)
⑩防災教育・人材 育成	○防災教育の推進 ○地域の防災力の向上 ○地域の担い手の確保 ○避難行動要支援者対策の推進
⑪官民連携	○災害応援協定等の締結
⑫老朽化対策	○公共施設等の維持・長寿命化

## 2 計画の進捗管理

①Plan ②Do ③Check ④Action の流れを基本としたPDCAサイクルに基づき事業の進捗管理を行い、本計画に基づく取組みを確実に推進する。なお、進捗管理及び事業内容のローリングについては、第八次総合計画実施計画とあわせて実施する。

## 3 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国・県等の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画を見直すこととする。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に必要な検討を行い、本計画との整合を図る。

# 別紙

## 事前に備えるべき目標 「1. 直接死を最大限防ぐ」

起きてはならない最悪の事態	分野名											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	3473ｲﾝ 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
1-1) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生	分野名											
	推進方針											
(河川の保全) ○水害の発生頻度の低下 ○河川水位の正確な状況把握 (雨水排水対策) ○雨水排水への対策 (防災教育の推進) ○円滑な避難行動の促進、市民の防災意識の向上 ○状況に応じた避難行動の周知啓発  (要配慮者への対応) ○要配慮者利用施設の避難行動の向上	(河川の保全) ② ○普通河川の整備を進める。 ○県との連携により、水位計や監視カメラ等の増設を進める。 (雨水排水対策) ② ○国の流域治水プロジェクトの地域検討委員会に参画するなど、様々な雨水排水対策について調査・研究を進める。 (防災教育の推進) ⑩ ○市民の経験知を反映したハザードマップの作成・配布・定期的な更新を進める。 ○ハザードマップの配布や防災訓練等の機会を通じて、各種避難行動（感染症拡大のおそれがある場合は安全な親戚・知人宅への避難や自宅での垂直避難など）について周知啓発を図る。 (要配慮者への対応) ⑤ ○要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を進める。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	3473ｲﾝ 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
1-2) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	分野名											
	推進方針											
(住宅・建築物等の耐震化・防災対策) ○住宅の耐震化の促進 ○地震発生時における電気火災の防止 ○家具の転倒による死傷者の発生防止 ○古い町並など木造建築物密集地域での大規模火災の防止 ○消防水利の被害防止  (公共施設等の維持・長寿命化) ○公共建築物等(学校施設含む)の老朽化対策及び長寿命化 (空家等対策) ○空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生防止	(住宅・建築物等の耐震化・防災対策) ④ ○耐震化に関する出前講座の開催や、耐震診断・耐震改修工事に対する補助制度の活用を進める。 ○感震ブレイカーの設置について普及啓発を図る。 ○家具固定の重要性について啓発を図る。 ○古い町並などの保存会や町内会単位での消火訓練の実施、火災の早期発見のために設置しているグループ式の自動火災報知機の適正な維持管理（機器更新、新技術の活用等を含む）を進める。 ○消防水利を計画的に維持管理・更新し耐震化を進める。 (公共施設等の維持・長寿命化) ⑫ ○公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物等（学校施設含む）の計画的な維持管理・更新・長寿命化を進める。 (空家等対策) ④ ○空家等の現状把握を行い、適切な管理の促進や管理不全の是正等を進めるとともに、空き家対策総合支援事業における高山地区空き家対策総合実施計画に定める事項を実施する。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	3473ｲﾝ 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
1-3) 火山噴火による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	分野名											
	推進方針											
(火山災害対策) ○登山者への注意喚起 ○登山者の事前準備の徹底、火山災害発生時の安否確認、捜索救助活動の迅速化 ○実効性のある火山防災対策の実施	(火山防災対策) ② ○活火山への看板（多言語）の整備や、火山防災マップの作成・配布・定期的な更新を進める。 ○登山届の提出について啓発を進める。 ○実践的な火山防災訓練の実施、避難ルートや退避壕の整備など関係機関と連携した火山防災対策を進める。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	3473ｲﾝ 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
1-4) 暴風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生	分野名											
	推進方針											
(除雪対策) ○安全な冬期間の生活の確保 (倒木対策) ○暴風・豪雪による倒木への対策	(除雪対策) ① ○除雪計画に基づき、市民の協力を得ながら効果的な除排雪を進める。 (倒木対策) ① ○道路沿線の上の立木の伐採など、倒木対策を進める。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	3473ｲﾝ 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
1-5) 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	分野名											
	推進方針											
(防災教育の推進) ○円滑な避難行動の促進、市民の防災意識の向上（再掲） ○状況に応じた避難行動の周知啓発（再掲）  (要配慮者への対応) ○要配慮者利用施設の避難行動の向上（再掲） (森林・里山の保全) ○土砂災害、流木災害の未然防止  (急傾斜地崩壊対策) ○急傾斜地など土砂災害のおそれのある区域の対策	(防災教育の推進) ⑩ ○市民の経験知を反映したハザードマップの作成・配布・定期的な更新を進める。 ○ハザードマップの配布や防災訓練等の機会を通じて、各種避難行動（感染症拡大のおそれがある場合は安全な親戚・知人宅への避難や自宅での垂直避難など）について周知啓発を図る。 (要配慮者への対応) ⑤ ○要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を進める。 (森林・里山の保全) ② ○森林の無秩序な開発や違法伐採の抑制、適切な伐採管理についての指導、里山の保全など災害に強い森林づくりを進める。 (急傾斜地崩壊対策) ② ○県と連携して急傾斜地の崩壊対策のための整備を進める。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	3473ｲﾝ 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
1-6) 避難行動に必要な情報が適切に市民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生	分野名											
	推進方針											
(災害初動対応力の強化) ○防災行政無線の適切な維持管理 ○市民（外国籍市民を含む）や観光客（外国人観光客を含む）に対する緊急情報の確実な伝達  (関係機関との連携体制の強化) ○気象情報などの正確な情報伝達 (防災教育の推進) ○市民の防災意識の向上 ○身を守る適切な行動の周知 (地域の防災力の向上) ○実効性の高い避難行動の習得 ○自主防災組織、自治会等による共助の取組み強化 (避難行動要支援者対策の推進) ○避難行動要支援者の把握と個別計画の策定推進	(災害初動対応力の強化) ⑧ ○防災行政無線が災害時に確実に機能するよう適切な維持管理を進める。 ○多様な伝達手段や多言語による発信など情報発信の多様化と、複数の媒体に対する一括配信や災害情報の一元化など情報発信の迅速化を進める。 (関係機関との連携体制の強化) ⑧ ○気象台など関係機関との連携強化により、気象情報などの正確な情報の収集と迅速な伝達を図る。 (防災教育の推進) ⑩ ○地域における防災対策の拠点となる地域防災センターの整備や、防災教育を進める。 ○緊急地震速報を活用したシェイクアウト訓練等を通して、災害発生時におけるとっさの行動について啓発を図る。 (地域の防災力の向上) ⑩ ○地区防災計画の策定を進める。 ○防災備蓄品の提供や出前講座の開催等により、地域における研修会、訓練の実施を進める。 (避難行動要支援者対策の推進) ⑩ ○避難行動要支援者の名簿の定期的な更新と個別計画の策定を進める。											

事前に備えるべき目標 「2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する」

起きてはならない最悪の事態	分野名											
2-1) 被災地での食料・飲料水等、電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	① 交通・物流	② 国土保全	③ 農林水産	④ 住宅 土地利用	⑤ 保健医療 福祉	⑥ 産業	⑦ 34771 情報通信	⑧ 行政機能	⑨ 環境	⑩ 防災教育 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(公的備蓄の充実) ○公的備蓄の定期的かつ効率的な更新、アレルギーへの配慮 ○観光客などの帰宅困難者への対応 ○分散備蓄の推進 ○生活必需物資の供給や医療救護に関する応援協定の強化 (防災教育の推進) ○家庭内備蓄の充実・強化 (受援体制の整備・強化) ○市外からの支援物資や、国・県からの応援部隊の受入れ体制の整備 (上下水道施設の老朽化・耐震対策) ○水道の長期停止の回避 ○上下水道施設の損傷等の早期発見 (給水体制の整備) ○迅速な応急給水の実施 (道路ネットワークの確保) ○物資供給や救援活動への支障発生の防止 ○地域社会・経済の迅速な再建・復興 ○緊急輸送道路ネットワークの確保	(公的備蓄の充実) ⑧ ○備蓄計画に基づき、アレルギー対応食品などをはじめ備蓄品の充実を図る。 ○帰宅困難者の一時滞在場所の確保を進める。 ○発災直後に必要となる物資について分散備蓄を進める。 ○協定締結団体との連絡体制を整備・強化するとともに、新たな団体と協定締結を進める。 (防災教育の推進) ⑩ ○ローリングストック法について周知するなど家庭内備蓄、事業所内備蓄の促進に向けた啓発を図る。 (受援体制の整備・強化) ⑧ ○国・県からの応援部隊の活動拠点候補地を設定するとともに、受援計画の策定を進める。 (上下水道施設の老朽化・耐震対策) ⑦ ○上下水道施設の更新・耐震化を計画的に進める。 ○遠隔監視設備や高機能GISの整備を進める。 (給水体制の整備) ⑦ ○応急給水を迅速かつ円滑に行うため、応急給水資機材の備蓄を進める。 (道路ネットワークの確保) ① ○橋りょうの耐震化、幹線道路整備を計画的に進める。 ○国、県道をはじめとした地域をつなぐ基幹的な道路ネットワークの整備促進や、う回路の確保など複層化を進める。 ○東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道41号石湍バイパスの整備を促進する。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	① 交通・物流	② 国土保全	③ 農林水産	④ 住宅 土地利用	⑤ 保健医療 福祉	⑥ 産業	⑦ 34771 情報通信	⑧ 行政機能	⑨ 環境	⑩ 防災教育 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(孤立集落発生に対する備え) ○非常時における通信手段や電源の確保 ○救急搬送等のための連携体制の整備 (倒木対策) ○暴風・豪雪による倒木への対策(再掲)	(孤立集落発生に対する備え) ⑦ ○発電機等の備蓄を進めるとともに、通信事業者、電気事業者との協力体制の整備・強化を図る。 ○県防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリとの連携体制の整備・強化を図る。 (倒木対策) ① ○道路沿線上の立木の伐採など、倒木対策を進める。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
2-3) 警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足	① 交通・物流	② 国土保全	③ 農林水産	④ 住宅 土地利用	⑤ 保健医療 福祉	⑥ 産業	⑦ 34771 情報通信	⑧ 行政機能	⑨ 環境	⑩ 防災教育 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(災害初動対応力の強化) ○消防の対応力強化 (消防団員の確保) ○消防団員の確保 (受援体制の整備・強化) ○緊急消防援助隊の受援体制の整備・強化 (関係機関との連携体制の強化) ○救助に係る関係機関との連携体制の強化	(災害初動対応力の強化) ⑧ ○消防車両及び装備資機材等の配備、更新を進めるとともに、使用方法の習熟を図る。 (消防団員の確保) ⑧ ○機能別消防団員の拡充や積極的な広報などにより、消防団員の確保を図る。 (受援体制の整備・強化) ⑧ ○緊急消防援助隊の活動拠点候補地を設定するとともに、受援計画の策定を進める。 (関係機関との連携体制の強化) ⑧ ○警察等関係機関と連携した実践的な救助訓練を実施する。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災	① 交通・物流	② 国土保全	③ 農林水産	④ 住宅 土地利用	⑤ 保健医療 福祉	⑥ 産業	⑦ 34771 情報通信	⑧ 行政機能	⑨ 環境	⑩ 防災教育 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(医療救護体制の確保) ○医療関係者との連携強化 (防災教育の推進) ○公共施設へのAEDの設置、市民のAED使用方法の習熟 (要配慮者への対応) ○要配慮者を見守る体制の整備	(医療救護体制の確保) ⑤ ○大規模災害を想定した訓練の実施や、ドクターヘリ(救急ヘリコプター)等を活用した広域搬送体制の確立など、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、南高山地域におけるセンター拠点診療所の整備を進める。 (防災教育の推進) ⑩ ○AEDの屋外設置や救命講習の実施など、市民が救命活動を行える体制の整備を進める。 (要配慮者への対応) ⑤ ○社会全体で高齢者や障がい者等の要配慮者を見守り支援することができる体制の整備を進める。											

起きてはならない最悪の事態	分野名											
2-5) 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	① 交通・物流	② 国土保全	③ 農林水産	④ 住宅 土地利用	⑤ 保健医療 福祉	⑥ 産業	⑦ 34771 情報通信	⑧ 行政機能	⑨ 環境	⑩ 防災教育 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(福祉避難所の運営体制強化) ○福祉避難所の運営体制の強化 (災害時健康管理体制の確保) ○保健所との役割分担の明確化、連携体制の整備 (避難所環境の充実) ○避難所における防犯体制の確保、感染症等の発生予防 ○市民以外の避難者(観光客や帰宅困難者)の受入れ体制の整備・強化 (避難所の防災機能・生活環境の向上) ○避難所の安全かつ良好な生活環境の確保	(福祉避難所の運営体制強化) ⑤ ○必要に応じ福祉避難所運営マニュアルを見直し、運営体制の強化を図る。 (災害時健康管理体制の確保) ⑤ ○保健所等と連携した健康管理体制の整備を進める。 (避難所環境の充実) ⑤⑨ ○避難所における防犯体制の確保、感染症の発生・まん延を防ぐための衛生・防疫体制の整備・強化を図るとともに、避難所から発生するごみの適正処理を行う。 ○観光客や帰宅困難者が迅速に避難できるよう、駅や宿泊施設等との連携を図る。 (避難所の防災機能・生活環境の向上) ④ ○暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ、乳幼児のいる世帯や妊婦、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を進める。											

事前に備えるべき目標 「3. 必要不可欠な行政機能を確保する」

起きてはならない最悪の事態	分野名											
3-1) 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	① 交通・物流	② 国土保全	③ 農林水産	④ 住宅 土地利用	⑤ 保健医療 福祉	⑥ 産業	⑦ 34771 情報通信	⑧ 行政機能	⑨ 環境	⑩ 防災教育 人材育成	⑪ 官民連携	⑫ 老朽化対策
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(庁舎の防災拠点機能の確保) ○災害対策本部及び支部の機能維持 (災害初動対応力の強化) ○職員の安否・参集状況の迅速な確認 ○職員一人ひとりの防災意識の向上 ○避難所の円滑な設営 (受援体制の整備・強化) ○県や他自治体による応援体制の充実	(庁舎の防災拠点機能の確保) ⑧ ○災害対策本部及び支部が円滑に機能するよう、適切に施設や設備の整備を進めるとともに、非常用電源や燃料の確保、県防災情報通信システム・防災行政無線・衛星通信など複数の情報通信手段の確保を図る。 (災害初動対応力の強化) ⑧ ○職員の安否・参集状況の確認体制の強化を進める。 ○研修等により職員一人ひとりの防災意識の向上を図る。 ○避難所の標準的なレイアウトの作成を進めるとともに、避難所開設職員や地域のまちづくり協議会等に対する避難所設営研修(感染症対策を踏まえた設営等含む)等を進める。 (受援体制の整備・強化) ⑧ ○県や協定締結市と定期的な情報交換を行うとともに、訓練等を通じて業務のマニュアル化を進める。											

事前に備えるべき目標 「4. 生活・経済活動を機能不全に陥らせない」

起きてはならない最悪の事態	分野名											
4-1) サプライチェーン（供給連鎖）の寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる市内経済等への影響	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
脆弱性の評価（課題）	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	ICT 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
（BCP等の策定支援） ○企業内BCP（業務継続計画）や、「事業継続力強化計画」の策定支援（企業誘致の推進） ○企業誘致の推進（風評被害防止対策） ○国内外への正確な情報発信	<b>推進方針</b> （BCP等の策定支援）⑥ ○県と連携して、企業内のBCPや「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策の強化を図る。（企業誘致の推進）⑥ ○国全体の強靱化の観点から、県と連携した企業の誘致活動を進める。（風評被害防止対策）⑥ ○国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めたプロモーション活動を進める。											
起きてはならない最悪の事態	分野名											
4-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
脆弱性の評価（課題）	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	ICT 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
（道路ネットワークの確保） ○基幹的な道路交通ネットワークの確保 ○緊急輸送道路沿線の建築物（3号特定建築物）の倒壊防止（公共施設等の維持・長寿命化） ○健全な道路ネットワークの維持	<b>推進方針</b> （道路ネットワークの確保）① ○国、県道をはじめとした地域をつなぐ基幹的な道路ネットワークの整備促進や、う回路の確保など複層化を進める。 ○緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を進める。（公共施設等の維持・長寿命化）⑫ ○道路、橋りょう等の道路施設の計画的な改修・修繕工事を進める。											
起きてはならない最悪の事態	分野名											
4-3) 食料や物資の供給の途絶	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
脆弱性の評価（課題）	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	ICT 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
（災害時応援協定等の締結） ○民間企業等と食料等生活必需物資の供給のための連携体制の維持（食料の供給に係る施設の強化） ○安定した食料等の供給（食料等の物流に係る仕組みの強化） ○食料や物資の供給途絶の回避	<b>推進方針</b> （災害時応援協定等の締結）⑪ ○協定締結先との連携体制の維持・強化を図るとともに、あらたな協定締結を進める。（食料の供給に係る施設の強化）⑧ ○地方卸売市場の再整備など、安定した食料供給体制を確保する。（食料等の物流に係る仕組みの強化）③ ○食料や物資の空輸など、多様な物流の仕組みの構築を進める。											

事前に備えるべき目標 「5. ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる」

起きてはならない最悪の事態	分野名											
5-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
脆弱性の評価（課題）	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	ICT 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
（大規模停電対策の推進） ○暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生の未然防止 ○停電時における多様な電源確保策の検討 ○電気供給事業者との協力体制を整備・強化  （給水体制の整備） ○迅速な応急給水の実施（再掲） （上下水道施設の老朽化・耐震対策） ○水道の長期停止の回避（再掲） ○上下水道施設の損傷等の早期発見（再掲） （再生可能エネルギーの活用） ○自立型・分散型エネルギーの活用等の検討（無電柱化の推進） ○無電柱化の計画的推進	<b>推進方針</b> （大規模停電対策の推進）⑦ ○電気事業者及び関係機関と連携して、危険樹木の事前伐採を進める。 ○自動車メーカーなどとの協定締結による電気自動車等を活用した停電時の電源の確保や、情報通信事業者との連携による公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材の確保を進める。 ○停電発生時における復旧状況の情報共有、電源車の配備要請など電気供給事業者と迅速に連携がとれる体制の整備・強化を図る。 （給水体制の整備）⑦ ○応急給水を迅速かつ円滑に行うため、応急給水資機材の備蓄を進める。 （上下水道施設の老朽化・耐震対策）⑦ ○上下水道施設の更新・耐震化を計画的に進める。 ○遠隔監視設備や高性能GISの整備を進める。 （再生可能エネルギーの活用）⑦ ○木質バイオマスの活用など地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入を進める。（無電柱化の推進）① ○市街地等の幹線道路などの無電柱化を計画的に進める。											
起きてはならない最悪の事態	分野名											
5-2) 地域交通ネットワークの分断	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
脆弱性の評価（課題）	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	ICT 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
（災害時応援協定等の締結） ○建設関係事業者との協力体制の整備・強化（道路ネットワークの確保） ○緊急輸送道路ネットワークの確保（再掲）（鉄道の早期復旧） ○鉄道の早期復旧、鉄道の代替の検討  （農林道の整備） ○避難路や代替輸送路機能の確保 ○地域交通ネットワークの補完、災害に強い森林づくり	<b>推進方針</b> （災害時応援協定等の締結）⑪ ○災害時における連絡窓口の確保等、連携体制の強化を図る。（道路ネットワークの確保）① ○東海北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道41号石浦バイパスの整備を促進する。（鉄道の早期復旧）① ○被災した鉄道の早期復旧にむけた関係機関との連携、鉄道の代替としてのバスの活用に向けたバス会社との連携強化を図る。（農林道の整備）③ ○県と連携して計画的に基幹的な農道の整備や農道橋の耐震対策等を進める。 ○県と連携して計画的に基幹的な林道の整備を進める。											

事前に備えるべき目標 「6. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない」

起きてはならない最悪の事態	分野名											
6-1) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
脆弱性の評価（課題）	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	ICT 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
（農業ため池等の防災対策） ○農業ため池の適正な管理 ○ダム等の適正な管理  （情報収集手段の多様化） ○被災状況調査の効率化、安全性の向上	<b>推進方針</b> （農業ため池等の防災対策）③ ○ため池の適正な管理を進めるとともに、ため池ハザードマップの作成を進める。 ○市が所管するダムの適正な管理と、県や電力会社などが所管するダム管理に関する情報の共有化を進めるとともに、損壊・決壊を想定した防災対策を進める。（情報収集手段の多様化）⑧ ○ドローンの整備・活用を図る。											
起きてはならない最悪の事態	分野名											
6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
脆弱性の評価（課題）	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	ICT 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
（農地等の適切な管理） ○農業生産基盤の強化  （農業水利施設の老朽化対策） ○基幹的な農業水利施設の長期的な施設機能の確保（災害に強い森林づくり） ○山地災害等の防止 ○地域産材の需要拡大による適切な森林整備（都市農村交流の推進） ○都市農村交流の推進	<b>推進方針</b> （農地等の適切な管理）③ ○農地の集積・集団化やスマート農業、新規就農の促進や農業後継者の育成、農地保全に資する鳥獣被害対策、耕作放棄地対策などを進める。（農業水利施設の老朽化対策）③ ○基幹的な農業水路の改修や、長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を進める。（災害に強い森林づくり）③ ○人工林の針広混交林化や間伐等の森林整備等、100年先を見すえた森林づくりを計画的に進める。 ○地域産材を使用した建築への支援を進める。（都市農村交流の推進）③ ○グリーン・ツーリズム実践者の受入れ体制の強化、関係機関との連携など、都市農村交流の推進を図る。											

事前に備えるべき目標 「7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」

起きてはならない最悪の事態	分野名											
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	交通・物流	国土保全	農林水産	住宅 土地利用	保健医療 福祉	産業	3/477/1/1 情報通信	行政機能	環境	防災教育 人材育成	官民連携	高齢化対策
7-1) 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ												
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(災害廃棄物対策の推進) ○災害廃棄物処理体制の強化 ○大規模災害時に発生するごみの適切な処分 (有害物質対策の検討) ○アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出の防止	(災害廃棄物対策の推進) ⑨ ○災害廃棄物処理計画を策定する。 ○災害廃棄物の集積地リストの作成を進める。 (有害物質対策の検討) ⑨ ○アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策を進める。											
7-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ												
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(災害ボランティアの受入れ体制の構築) ○ボランティアやNPO等による効果的な支援活動の実施 ○災害ボランティアセンターによる迅速かつ継続的な支援の実施 (防災教育の推進) ○防災リーダーの育成 (地域の担い手の確保) ○若者の地元就労、都市部からの移住促進 (地域の防災力の向上) ○地域の防災力の向上 (応急危険度判定士の確保) ○被災建築物・被災宅地応急危険度判定体制の強化 (関係機関との連携強化) ○リエゾン(情報連絡員)の受入れ体制の確立	(災害ボランティアの受入れ体制の構築) ⑩ ○意見交換、研修、訓練など、多様な主体との協働・連携ができる体制の整備・強化を進める。 ○災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けて、社会福祉協議会との連携強化を図る。 (防災教育の推進) ⑩ ○地域で活躍できる防災リーダーの育成を進める。 (地域の担い手の確保) ⑩ ○若者定住促進に関する事業や、都市部からの移住に関する事業を進める。 (地域の防災力の向上) ⑩ ○各地域における地区防災計画の策定を進める。 (応急危険度判定士の確保) ⑧ ○被災建築物・被災宅地応急危険度判定士及び判定コーディネーターの育成を進める。 (関係機関との連携強化) ⑧ ○関係機関との合同訓練等により、リエゾン(情報連絡員)の円滑な受入れ体制の整備・強化を図る。											
7-3) 幹線道路の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ												
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(道路ネットワークの確保) ○主要な幹線道路ネットワークの確保	(道路ネットワークの確保) ① ○国、県道をはじめとした地域をつなぐ基幹的な道路ネットワークの整備促進や、う回路の確保など複層化を進める。											
7-4) 貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失												
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(文化財の保護) ○文化財の適切な保存、後継者の育成 (環境保全の推進) ○自然公園等の保全の推進	(文化財の保護) ④ ○文化財の防火・防災・防犯対策や、高齢化対策、耐震調査・耐震補強等を進めるとともに、後継者の育成、資料・写真などのデジタルデータ化を進める。 (環境保全の推進) ④ ○災害に強い森林づくりを推進するとともに、自然公園等の保全を進める。											
7-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まないことによる復興の大幅な遅れ												
脆弱性の評価(課題)	推進方針											
(応急住宅の円滑かつ迅速な供給) ○建設型応急住宅の円滑な供給 (地籍調査) ○土地の所有者や境界等の明確化による、災害復旧の迅速化	(応急住宅の円滑かつ迅速な供給) ④ ○建設型応急住宅の建設可能用地の把握とリスト化を進める。 (地籍調査) ④ ○計画的な地籍調査を進めるとともに、所有者不明地の解消を図る。											